

島根県緑の少年団連盟規約

(名 称)

第 1 条 この会は、島根県緑の少年団連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、緑の少年団育成要綱（平成 23 年 6 月 21 日制定）に基づき結成された緑の少年団を育成し、相互の親善と活動の促進を図り、もってその健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 緑の少年団相互の親善、交流、研修及び情報交換
- (2) 緑の少年団指導者の養成及び研修
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第 4 条 連盟の会員は次のとおりとする。

- 第 1 種会員 県内の緑の少年団
第 2 種会員 島根県、（公社）島根県緑化推進委員会、
緑の少年団の育成及び活動に参加、協力する団体等。

(入 会)

第 5 条 連盟に入会しようとするものは、申込書（様式第 1 号）を会長に提出し、会長がこれを承認する。入会を承認した会長は、理事会にその旨報告しなければならない。

(退 会)

第 6 条 連盟を退会しようとする会員は、理由を付して退会届（様式第 2 号）を会長に提出することとし、退会届を受理した会長は、理事会にその旨報告しなければならない。

(役 員)

第 7 条 連盟に次の役員を置くこととし、各役員を選任については（別表 1）のとおりとする。但し、役員から辞任の申し出があった場合は、会長がその事由を確認した上で補選を行い、その状況は次期総会において報告する。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
専務理事	1 名（公益社団法人島根県緑化推進委員会事務局長）
理 事	若干名

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、連盟を代表し、連盟の運営を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その仕事を代理する。
- (3) 専務理事は、会長の命を受け、業務を執行する。
- (4) 理事は、規約及び総会の議決に基づき業務を執行する。

(顧問)

第 9 条 連盟に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に答える。

(総会)

第 10 条 総会は、会員をもって構成し、毎年 1 回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

- 2 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面によって議決権を行使することができる。

(総会の議決事項)

第 11 条 総会では、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告
- (2) 事業計画
- (3) 規約の制定及び変更
- (4) その他理事会で必要と認めた事項

(理事会)

第 12 条 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

- 2 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 3 会長が必要と認めたときは、理事以外の特定の会員などの出席を要請することができる。
- 4 理事は、やむを得ない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面によって議決権を行使することができる。

(経費)

第 13 条 連盟の経費は、助成金・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(事業年度)

第 14 条 連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第15条 連盟の事務局は、島根県松江市母衣町55(公社)島根県緑化推進委員会内に置く。

(その他)

第16条 この規約に定めたもののほか、連盟の運営上必要なことは、理事会に諮って、会長が別に定める。

(附 則)

本規約は、	平成 3年	6月 6日	から施行する。
改正	平成11年	6月15日	から施行する。
改正	平成15年	6月25日	から施行する。
改正	平成18年	6月30日	から施行する。
改正	平成22年	6月25日	から施行する。
改正	平成23年	6月21日	から施行する。
改正	平成24年	4月 2日	から施行する。
改正	平成25年	6月26日	から施行する。
改正	令和2年	5月18日	から施行する。
改正	令和4年	4月 1日	から施行する。

(別表1)

島根県緑の少年団連盟役員名簿

役職名	緑の少年団名	学 校 名 (役員：学校長)
会 長	玉湯学園緑の少年団	松江市立義務教育学校 玉湯学園
副会長	三瓶自然林愛護少年団	大田市立志学中学校
〃	宍道小学校緑の少年団	松江市立宍道小学校
専務理事	—	(公社)島根県緑化推進委員会 事務局長
理 事	赤屋小学校緑の少年団	安来市立赤屋小学校
〃	亀嵩小学校緑の子どもクラブ	奥出雲町立亀嵩小学校
〃	吉田中学校緑の少年団	雲南市立吉田中学校
〃	四絡小学校緑の少年団	出雲市立四絡小学校
〃	桜江中学校緑の少年団	江津市立桜江中学校
〃	旭小学校緑の少年団	浜田市立旭小学校
〃	真砂っ子緑の少年団	益田市立真砂小学校

(様式第 1 号)

島根県緑の少年団連盟入会申込書

令和 年 月 日

公益社団法人 島根県緑化推進委員会会長 様
島根県緑の少年団連盟会長 様

島根県緑の少年団連盟規約第 5 条の規定に基づき、入会を申し込みます。

- 1 団の名称
- 2 所在地
- 3 電話番号
- 4 代表者氏名
- 5 結成年月日
- 6 担当者

職氏名：

TEL：

FAX：

7 団の構成

団員数	小学生	中学生	備考
	人	人	

(様式第 2 号)

島根県緑の少年団連盟退会届

令和 年 月 日

公益社団法人 島根県緑化推進委員会会長 様
島根県緑の少年団連盟会長 様

住 所
少年団名
代 表 者

島根県緑の少年団連盟規約 第 6 条の規定に基づき退会します。

記

[退会の理由]